

福井女子中学生殺人再審請求事件の早期再審開始と 無罪の確定を求める決議

福井女子中学生殺人再審請求事件は、請求人である前川彰司氏が1987年の逮捕以来一貫して無罪を主張し、前川氏と犯行を結びつける物証が皆無であるにも関わらず、「犯行後に血を付けた前川氏を見た。」とする暴力団員とその関係者の供述のみを証拠として有罪とされた事件である。そして、関係者供述について信用できない等として無罪判決を下した第一審と、信用できるとして有罪判決を下した控訴審とで判断が分かれたものの、1997年に最高裁判所で無罪判決が確定した。

また、本件事件については、有罪判決確定に至るまで、弁護人の求めにもかかわらず、証人となった関係者の供述調書や死体解剖時の写真等の客観的証拠が部分的にしか開示されず、検察官によってかなりの証拠が秘匿されたという特徴がある。

再審請求審においては、裁判所の訴訟指揮により検察官によって秘匿され続けていた証拠の一部が開示され、その結果、弁護団の主張の根拠となった法医学鑑定が適正であったことが裏付けられ、また、多数の関係者供述に捜査機関の誘導の結果としか考えられない不合理な変遷の一致が発見された。そして、再審請求審は、これらの新証拠を踏まえて、確定判決が有罪認定の根拠とした関係者供述の信用性を否定し、2011年11月30日、再審開始決定を下した。ところが、異議審は、犯人に結び付く客観的証拠が皆無であるという本件の特徴を全く考慮せず、脆弱な証拠構造に目を瞑り、新証拠に過大な証明力を要求するなどして、2013年3月6日、再審開始決定を取り消した。その内容は、極めて杜撰なものであり、誤った決定であることは明らかである。

特別抗告審である最高裁判所は、一刻も早く再審公判を開始し、前川氏の無罪を早期に確定するため、弁護人の特別抗告申立を認め、再審開始決定を確定させるべきである。

また、福井女子中学生殺人再審請求事件は、冤罪の原因が、捜査機関による客観的証拠の軽視、密室取調べによる関係者供述の誘導、証拠の隠蔽等にあることを改めて明らかにした。

福井女子中学生殺人再審請求事件がもたらした重大な教訓を生かすため、新たな冤罪を生み出さないための刑事司法改革が不可欠であり、参考人を含めた取調べ全過程の可視化、捜査機関が収集した手持ち証拠の全面開示等、冤罪を防止するための施策をいち早く実現しなければならない。

自由法曹団は、福井女子中学生殺人再審請求事件の再審が速やかに開始され、一日も早く前川氏の無罪が確定するために奮闘する。あわせて、冤罪を防止するための施策の実現のために全力でたたかうことを決意する。

2014年10月20日
自由法曹団 福井・あわら総会